4　国指定鳥獣保護区において実施する場合の手続

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれる場合においては、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないよう十分配慮する。また、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定め、又は変更する場合に、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域に国指定鳥獣保護区が含まれるときは、法第14条の２第４項において準用する第７条第６項に基づき、あらかじめ、環境大臣と協議する。

都道府県知事は、法第14条の２第３項に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の実施区域内に国指定鳥獣保護区がある場合において、実施期間が満了したときは、三十日を経過する日までに、捕獲等の結果を環境大臣に報告する。

5　国の機関が実施する場合の手続

法第14条の２第５項の規定に基づき、国の機関においては、自らが管理する区域等において必要な指定管理鳥獣の捕獲等をする場合であって、当該区域を含む都道府県の第二種特定鳥獣管理計画及び指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標達成に資する場合においては、指定管理鳥獣捕獲等事業として当該捕獲等を実施することができる。この場合においては、国の機関の実施に係る目標については当該の国の機関が定めて都道府県と共有するものとし、あらかじめ、当該指定管理鳥獣捕獲等事業が都道府県知事の作成した指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合することについて、当該指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を定めた都道府県知事の確認を受ける。

都道府県知事は、法第14条の２第５項に基づき、国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業について、国の機関が実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間、区域、捕獲数、事業の内容（捕獲した個体の放置及び夜間銃猟を実施する場合はその方法を含む。）、事業の実施体制、安全確保のための措置等を記載した書面の提出を受け、その内容が指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に適合する旨の確認をする。

指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した国の機関は、法第14条の２第６項に基づき、実施期間が満了したときは、その日から起算して二十日を経過する日までに、捕獲等の結果を都道府県知事に通知する。

第四　指定管理鳥獣捕獲等事業の委託の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業は、都道府県の職員のみで実施することは困難であると想定されることから、認定鳥獣捕獲等事業者その他環境省令で定める者に委託することができる。なお、夜間銃猟については、特に厳格な安全管理が求められることから、法第14条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

委託に当たっては、以下の考え方で行う。

1　委託先の考え方

指定管理鳥獣捕獲等事業の委託先については、適切かつ効果的に捕獲等事業を行う観点から選定するものとし、選定に当たっては、指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域や実施内容を踏まえ、必要な技能・知識等を持つ認定鳥獣捕獲等事業者の活用を考慮する。また、事業者を育成する観点からも、

認定鳥獣捕獲等事業者の積極的な活用が期待される。ただし、認定鳥獣捕獲等事業者が確保できない場合においては、地域の実情に応じて、認定鳥獣捕獲等事業者以外の者であっても、同等の能力を有し、適切かつ効果的に捕獲等事業を実施することが見込まれる者については、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる。

さらに、業務の円滑な実施の観点から、必要に応じて、当該事業を実施する地域において、十分な捕獲等実績を有するとともに、捕獲実施区域の実情に精通している者を選定するよう考慮する。

なお、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する地域に、従来から活動してきた狩猟者団体等がある場合には、実施主体である都道府県等は受託者と狩猟者団体等の調整を適切に行い、狩猟者団体等の狩猟活動に配慮するとともに必要に応じて協力を求める等、狩猟者団体等と連携・協調して取り組むことができる体制を構築するよう努める。

2　委託契約のあり方及び考慮すべき事項

指定管理鳥獣捕獲等事業を委託する際には、捕獲従事者の賃金等の単価の設定に配慮し、業務として適切な価格で発注するよう留意する。また、効率性や安全確保等の観点から、捕獲実績や捕獲方法、安全管理体制等を考慮した契約方法により発注することが望ましい。また、業務内容については、指定管理鳥獣捕獲等事業を適切かつ効果的に実施する観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標として定める捕獲数等を達成するために必要な捕獲努力量等を規定するよう努め、捕獲方法や安全管理等、業務として実施する事項を明確に定める。さらに、必要に応じて、生態系への配慮等について実施する事項についても定める。

3　従事者証の交付

指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲等は法第８条の適用除外となり、捕獲等の許可を要しないが、違法行為の取締りの観点から、指定管理鳥獣捕獲等事業を受託した者であり適法な捕獲等である旨を現場で確認できることが必要である。

このため、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県及び国の機関は、法第14条の２第９項において準用する法第９条第８項に基づき、捕獲等に従事する受託者における捕獲等の従事者等に対し、指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者であることの証明書を交付する。

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に当たっては、受託者の事業従事者が捕獲等の業務を実施する際には、従事者証を携行させる。

第五　夜間銃猟の実施に関する作業計画

1　夜間銃猟の委託と作業計画の作成

指定管理鳥獣捕獲等事業において夜間銃猟を実施する際には、夜間銃猟に係る安全管理体制や技能・知識を有する者が実施することを担保するため、法第14条の２第８項第２号に基づき、夜間銃猟を実施する際の安全管理について必要な基準に適合している認定鳥獣捕獲等事業者に委託する。

夜間銃猟を含む指定管理捕獲等事業の委託を受けた事業者は、法第14条の２第８項第２号に基づき、当該委託に係る事業ごとに、事前に実施場所における実施時間帯の状況を確認して、以下の事項を含む作業計画を作成し、都道府県知事の確認を受ける。

⑴　夜間銃猟の実施日時

夜間銃猟の実施日時については、必要性、安全性、効率性等を考慮して、具体的な時間帯を定める。

⑵　夜間銃猟の実施区域

夜間銃猟の実施区域については、図面等を用いて可能な限り詳細に具体的な地域を定める。なお、実施区域及びその周辺に住宅がある場合においては、地域社会の合意を得ることが可能な場所を選定する。

⑶　夜間銃猟の実施方法

夜間銃猟の実施方法については、捕獲方法、安全性の確保策及び安全管理体制、夜間銃猟の実施者等について定める。具体的には、捕獲方法としては、使用する銃及び銃弾の種類、射撃場所及び方向等を可能な限り具体的かつ明確に定めることが望ましい。また、安全性の確保策としては、例えば、バックストップの確保や人の立入の有無の確認、着弾点の範囲の確認、視認性を確保する方法等が考えられる。安全管理体制としては、実施責任者、緊急連絡体制等を定める。さらに、夜間銃猟に対する警戒心の高い個体を増加させないための方策について定めるよう努める。